

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
児童手当情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	児童手当の受給者及びその世帯員	
その必要性	正確かつ公平・公正な児童手当業務を行うにあたり、児童手当対象者の特定等に必要な範囲の特定個人情報保有するもの。	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座情報・連携ファイル関係情報)	
	その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:認定請求時及び現況届出時の所得審査を行うために保有 ② 児童福祉・子育て関係情報:児童の入所している施設の種別を把握し、国へ報告するために保有 ③ 年金関係情報:受給者及び配偶者の被用者・非被用者の別を把握し、国へ報告するために保有 ④ その他(口座情報・連携ファイル関係情報):利用希望により公金受取口座へ手当を振り込むために保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (システム基盤、サービス検索・電子申請機能)
③使用目的 ※		行政運営の効率化と公平・公正な児童手当に関する事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課、各区保健福祉部保健福祉課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 請求者及び届出者からの請求書類及び各種届出書類を受理する。 2 提出された書類の内容についての審査を行う(その際、同一実施機関内他部署や他団体から情報提供を受ける場合もある)。 3 請求書類及び各種届出書類をシステム入力し、各種決定を行う。 4 児童手当に関する情報について、同一実施機関内他部署、他団体への照会を行い、又は照会に対する情報提供を行う。 5 公金受取口座へ手当を振り込む。
情報の突合		(1) 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 (2) 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 (3) 認定請求及び各種届出書類の真正性を確認し、入力する際に、請求者等の宛名情報を団体内統合宛名システムの個人番号と突合する。 (4) 住登外者の認定請求及び各種届出書の真正性を確認し、取り込む時に請求者等の宛名情報が団体内統合宛名システムの個人番号と突合出来ない場合は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し情報を突合する。 (5) 認定請求及び各種届出書類の審査のため、各種届出書類等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	手当システム(児童)の運用保守業務委託	
①委託内容	手当システム(児童)システムの運用・保守作業の実施	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社北海道日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	帳票データ印刷及び事後処理業務	
①委託内容	システムから出力される帳票データを印刷し、事後処理(封入・封緘、裁断等)の業務を行う。	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社恵和ビジネス	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
委託事項4		
委託事項5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (4) 件 ☐ 移転を行っている (2) 件 ☐ 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 161項
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 125項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先4	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 141項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署 保健福祉局総務部総務課、保護自立支援課 各区保健福祉部保護課
①法令上の根拠	番号法9条2項、利用条例第4条第2項
②移転先における用途	番号法第9条第1項に掲げる別表に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務
③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ②対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤 [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 児童手当に関する情報の変更が発生した都度、随時
移転先2～5	
移転先2	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署 子ども未来局子育て支援部保育推進課 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課、健康・子ども課
①法令上の根拠	番号法9条2項、利用条例第4条第3項
②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づいて制定した条例で定めた事務
③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ②対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤 [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 児童手当に関する情報の変更が発生した都度、随時
移転先3	
移転先4	
移転先5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜札幌市における措置＞

▼情報システム部の管理する情報システム等における措置

- 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。
- 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。

▼外部記憶媒体を用いる場合における措置

- 1 暗号化機能を持った製品を使用し、保存する情報資産は必ず暗号化する。
- 2 保存の必要性がなくなった情報資産は直ちに削除する。
- 3 不使用時は施錠管理する。
- 4 外部記憶媒体利用制御システムにより、登録されていない外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。
- 5 管理簿を作成し、利用者、利用日、利用目的、保存する情報資産の概要等を記録する。

▼ファイルサーバにおける措置

- 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。
- 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。
- 3 免振装置を備えたラックに保管し、無停電電源装置を備え付け、災害対応を行っている。
- 4 冗長化対策を施し、ディスクの一部が破損した場合であっても運用できる。
- 5 専用のウイルススキャンサーバを設置し、常時スキャンを行っている。
- 6 バックアップは別筐体に日次で行っている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- 1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータ保管している。

- 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

—